

共用部分の持分の割合（建物区分所有法）

【問】正誤をつけよ。

共用部分の持分の割合は、規約で別段の定めをしない限り、その有する**専有部分の床面積**の割合により、かつ、各専有部分の床面積は、壁その他の区画の**中心線**で囲まれた部分の水平投影面積による。

《ポイント》 **共用部分の持分の割合**

各共有者の持分は、その有する**専有部分の床面積の割合**による。

この床面積は、壁その他の区画の**内側線**で囲まれた部分の水平投影面積による。

これら規定は、**規約で別段の定め**をすることを妨げない。

内法計算



壁心計算

【答え】 誤り